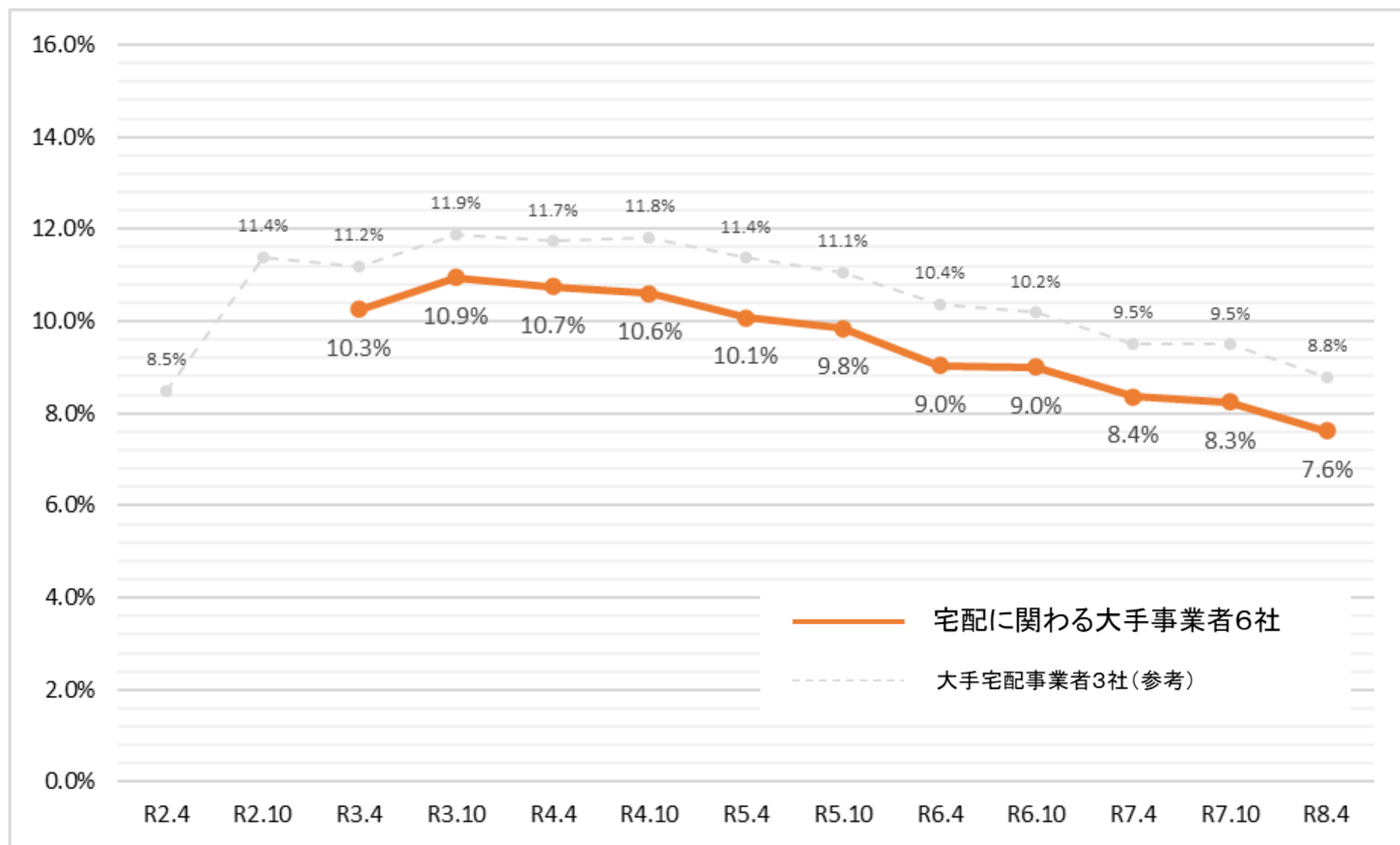


国土交通省からのお知らせ・ご案内 最近のトピック(国土交通省報道発表等)

最近のトピック一覧(オンライン説明会7月期)

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	令和8年7月10日	宅配便の多様な受取方法の利用率は約31.0% ～前回調査（令和7年10月）に比べ1.1%増加～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001025.html	
2	令和8年7月10日	トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果の公表 ～荷待ち・荷役等時間が約3時間から約2時間へ減少～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000084.html	
3	令和8年4月	働き方改革推進支援助成金（取引環境改善コース）のご案内	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273_torihikikannkyou.html	
4	令和8年6月26日	令和8年度「トラック輸送省エネ化推進事業」の2次公募を7月29日から開始します	https://www.pacific-hojo.jp/2026r08/index.html	
5	令和8年7月9日	中小物流事業者の労働生産性向上事業（物流施設におけるDX推進実証事業）の2次公募を開始します！	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000083.html	
6	令和8年7月13日	中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金（荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業）の3次公募について	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001030.html	
7	令和8年7月10日	第1回「物流政策推進関係者会議」の開催 ～物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進に向けて～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000085.html	
8	令和8年6月26日	事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～トラック、バス、タクシー運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～	https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000567.html	

実態調査に基づく宅配便の再配達率の推移



トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

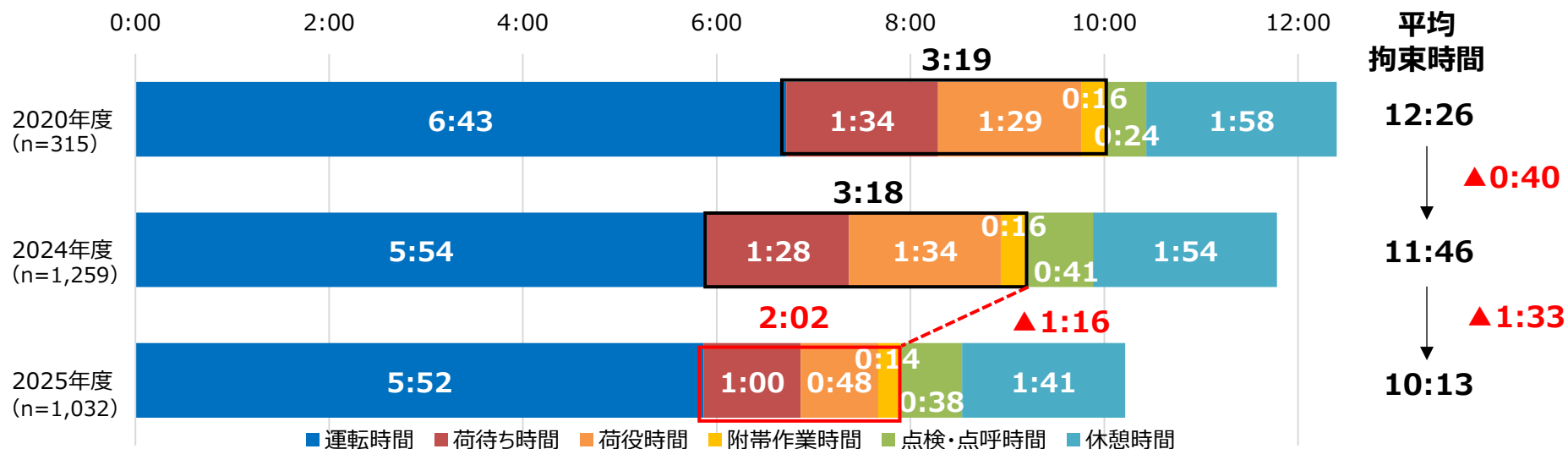
【調査概要】

- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
- 調査期間：2025年11月25日から同年12月24日まで
- 調査内容：2025年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間

【調査結果概要】

- 今回、トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は**10時間13分**であり、荷待ち・荷役等時間は**2時間2分**であった。
- 今回調査（2025年度）では、前回調査（2024年度）と比較して、運転時間は横ばいながら、平均拘束時間が**大幅に減少した（▲1時間33分）**。その主な要因としては、**荷待ち・荷役等が減少（▲1時間16分）**したこととなっている。
- 2025年4月から**改正物流効率化法が施行**され、荷主・物流事業者に対して、**荷待ち・荷役等時間の短縮などの努力義務**を課されており、各主体がその履行に努めていることが寄与しているものと思われる。
- 国としては、改正物流効率化法に基づく基本方針において**1運行の荷待ち・荷役等時間を2時間以内**にする目標を掲げているところ、個別には長い荷待ち・荷役等時間が発生しているケースがあることも踏まえ、**目標が安定的に達成され、さらに短縮されるよう、引き続き取り組んでいく**。

<トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳>



働き方改革推進支援助成金 取引環境改善コース

発着荷主及び倉庫事業者等が取引相手となる運送事業者を含めた集団を構成し、トラック予約システムやハンドリフトの導入等によって、運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行って一定の成果を上げた場合、その取組に要した費用を助成する。

申請スキーム

荷主集団等

発着荷主・倉庫事業者

運送事業者

- ▶ 3社以上で構成されている
- ▶ 「発着荷主・倉庫事業者」と「運送事業者」が、それぞれ1社以上構成員に含まれている
 - 荷主+倉庫+運送、倉庫+運送+運送
 - × 運送+運送+運送、荷主+倉庫+倉庫
- ▶ 運送事業者の1/2超は中小企業事業主 など



都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

申請事例(想定)



荷受け時間を事前に予約できるトラック予約システムを導入。荷主集団等の構成員である運送事業者を含めて活用した結果、荷待ち時間が減った。

今まで人力で行っていた荷役作業に活用できるハンドリフトを導入。荷役作業の効率化につながった。



申請の流れ

交付申請

荷主集団等 が事業実施計画を作成

改善事業

+

成果目標

〔申請期限〕 令和8年11月30日(月)PM5:00必着

事業実施

改善事業

を実施 → 成果目標 を達成

〔実施期限〕 令和9年2月14日(日)

支給申請

助成対象経費

の範囲内で助成金を支給

〔申請期限〕 事業実施予定期間終了から30日後
または
令和9年2月26日(金)のいずれか早い日 必着

〔助成額〕

① 対象経費の合計額 または ② 上限額:100万円
のうち、いずれか低い方の金額

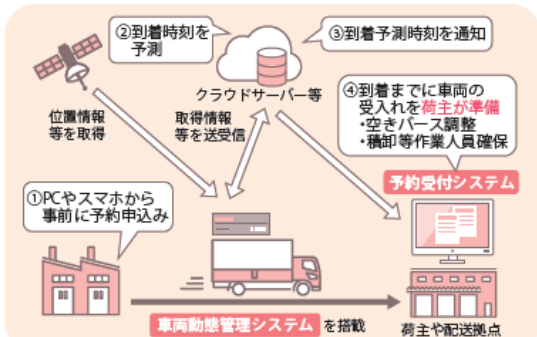
令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

車両動態管理システムの活用 を検討されている皆様への補助

補助対象システム・荷主連携イメージ



- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



で囲われているシステムが補助対象の一例です。

車両動態管理システムと
他システムを連携することで
省エネ効果向上!!

荷待ち時間減少

アイドリング
待機時間減少

省エネ効果!

補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい!!

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL:050-5367-3057 【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail: truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P: https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車 運送事業者	第二種貨物利用 運送事業者	自家用トラック 事業者	荷主等	リース 事業者
車両動態管理システム+予約受付 システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額 (1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり ^{※2}
予約受付システム	定額 (1/2以内)	上限額4万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
ASNシステム	定額 (1/2以内)	上限額5万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
受注情報事前確認システム	定額 (1/2以内)	上限額4万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
パレット等管理システム	定額 (1/2以内)	上限額5万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
パレタイズシステム	定額 (1/2以内)	上限額5万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額 (1/2以内)	上限額4万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額 (1/2以内)	上限額5万円/事業者
ダブル連結トラック	定額 (1/2以内)	上限額1万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額 (1/2以内)	上限額1万円/台×上限10台/事業者 (両台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

※2:「優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)」については、1事業者あたりの上限台数に含めないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

※3:「予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

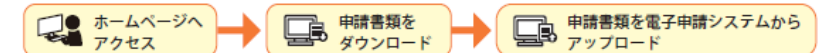
車両動態管理システムの申請においては、

「予約受付システム等や配車計画システム」との連携が必須になります!

※既に導入済みのシステムやデジタコにオプションとして追加可能なシステムとの連携も可能!!

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
1次	令和8年7月1日(水) 10:00	令和8年7月10日(金) 16:00	令和8年12月18日(金)
2次	令和8年7月29日(水) 10:00	令和8年8月7日(金) 16:00	

・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。

・事業完了期限までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

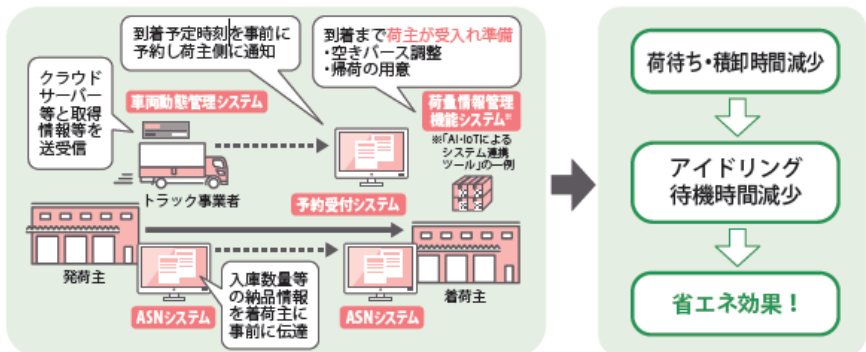
執行団体: パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリブサービス株式会社

令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

予約受付システム等・ 配車計画システムの活用 を検討されている皆様への補助

補助対象システム・荷主連携イメージ

- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



で囲われているシステムが補助対象の一例です。

補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい!!

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL:050-5367-3057【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail:truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P:https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請と可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車 運送事業者	第二種貨物利用 運送事業者	自家用トラック 事業者	荷主等	リース 事業者
車両動態管理システム+予約受付 システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり ^{※2}
予約受付システム ASNシステム 受注情報事前確認システム パレット等管理システム パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額4千円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内)	上限額1千円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内)	上限額1千円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

※2:「優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)」については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

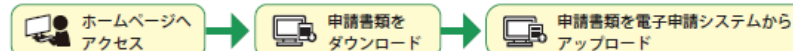
荷主等による単独の申請が可能です!

※車両動態管理システムとの連携は必須ではありません。

~令和7年度より~補助対象となる「パレタイズシステムの定義に、「パレット又はトラック荷台への積み付け計画システム及び自動積み込みシステム」が追加されました!

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
1次	令和8年7月1日(水) 10:00	令和8年7月10日(金) 16:00	令和8年12月18日(金)
2次	令和8年7月29日(水) 10:00	令和8年8月7日(金) 16:00	

・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。

・事業完了期限までに取組内容及び省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

執行団体:パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックプロサービス株式会社

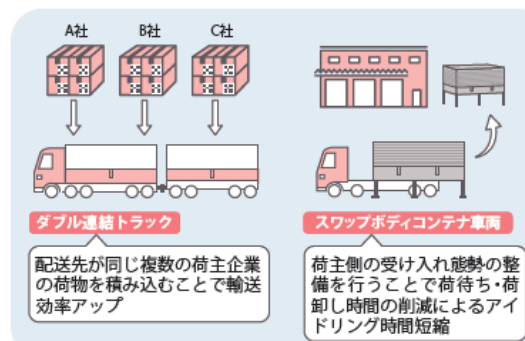
令和8年度運輸部門エネルギー使用合理化・
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

ダブル連結トラック・ スワップボディコンテナ車両の活用 を検討されている皆様への補助

補助対象車両・荷主連携イメージ



- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トン・キロあたりの燃料削減率)10%以上の計画立案と達成が条件です。



輸送効率の向上や
アイドリング時間の
減少

省エネ効果！

補助金申請前に必ず公募要領等をご確認下さい！！

トラック輸送省エネ化推進事業事務局

TEL : 050-5367-3057 【受付時間】平日10:00~17:00
(12~13時、土日祝日・年末年始は除く)

mail : truck_hojokin@08.pacific-hojo.jp

H P : https://www.pacific-hojo.jp/



補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車 運送事業者	第二種貨物利用 運送事業者	自家用トラック 事業者	荷主等	リース 事業者
車両動態管理システム+予約受付 システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額 (1/2以内) ^{※1}	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり ^{※2}
予約受付システム等	定額 (1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
配車計画システム	定額 (1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 ^{※3}
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額 (1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額 (1/2以内)	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額 (1/2以内)	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。

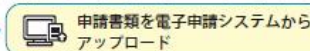
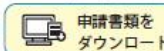
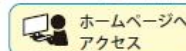
※2:優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。

※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)

交付決定前の令和8年4月30日以降に新車登録された車両も補助対象となりました！

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
1次	令和8年7月1日(水) 10:00	令和8年7月10日(金) 16:00	令和8年12月18日(金)
2次	令和8年7月29日(水) 10:00	令和8年8月7日(金) 16:00	

・高輸送効率車両の導入に限っては、交付決定前であっても令和8年4月30日以降に新車登録された車両も補助対象となります。

・事業完了期限までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリプロサービス株式会社

- 中小物流事業者における業務効率化や働き方改革のための自動化・機械化・デジタル化を推進する必要があるため、物流施設へのシステムや機器の導入による**自動化・機械化・デジタル化の取組を支援**することにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図る。

事業概要

- 物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るため、物流施設における、

・システム構築・連携

・自動化・機械化機器の導入

を同時に行う場合、その**経費の一部を支援**するとともに、専門家による**伴走支援、効果検証等**を行う。

【物流施設における業務効率化の事例】



事業のイメージ

- トラック予約受付システムと、AIカメラシステムや伝票電子化システムとを連携させ、トラックの円滑なバース入庫を実現し、荷待ちを解消する。
- また、バースにおける、庫内作業による荷待ちが発生しないよう、無人搬送車による迅速なパレット準備等を行う。



中小物流事業者の労働生産性向上事業費補助金 補助金交付のお知らせ

標準仕様パレットを導入・活用し ユニットロード化や一貫パレチゼーション に取り組む事業者の方へ

3次公募

補助金
補助率 **1/2** (上限あり)
事業A: 荷役等の効率化500万
事業B: 物流効率化の取組1000万
までの交付となります。
※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業イメージ

標準仕様パレットを用いた一貫パレチゼーションや、効果的な活用を図る事業者に対して、パレタイザーやフォークリフトなど、荷役機器等の導入を支援し効率的な荷役等を推進するための補助事業です。

標準仕様パレット (レンタルT11型)



補助対象機器例

※本図および記載機器はいずれも一例です



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

標準仕様パレット利用促進事業事務局

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL : 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~17:00(土日祝日を除く)



補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットの導入による、ユニットロード化や一貫パレチゼーション、荷役等の効率化等の取組に必要な設備・機器の導入費用、既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。※パレットのレンタル費用は補助対象外です。

対象事業者 物流事業者・倉庫業者・荷主など

事業A：【荷役作業効率化の取組】

設備	要件
① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備※ 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機 輸送・保管ボックス等
② 現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

事業B：【物流効率化の取組】

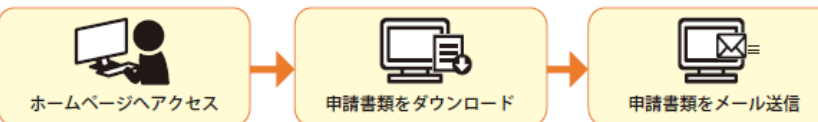
設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備※ 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入出庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

※【搬送設備例】、および【機器・設備例】に列挙したものの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備、効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



申請受付期間

申請受付開始

令和8年7月13日(月) 14:00~

申請受付終了

令和8年8月21日(金) 16:00



- 令和 7 年 6 月に議員立法により成立した「**貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律**」において、政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設ける旨が規定されたことを踏まえ、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」の枠組みを発展的に改組し、**令和 8 年 3 月に「物流政策推進会議」を設置・開催。**（「**物流政策推進会議の開催について**」令和 8 年 3 月 27 日 閣議口頭了解）
- 同法及び同口頭了解において、物流の実務に関して十分な知識と経験を有する者によって構成される関係者会議を設ける旨も規定されていることから、物流政策推進会議の下に「**物流政策推進関係者会議**」を設置する。

1. 構成員

- 議長 国土交通省大臣官房総括審議官
- 副議長 農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
- 構成員 公正取引委員会事務総局経済取引局長
警察庁交通局長
消費者庁次長
厚生労働省労働基準局長
中小企業庁次長
国土交通省道路局長
環境省水・大気環境局長
- 公益社団法人全日本トラック協会
全日本運輸産業労働組合連合会

※構成員及びオブザーバーについては議題に応じて追加することを想定

2. 主な議題（想定）

- ・貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する施策
（例：トラック適正化二法により導入される「適正原価」・許可更新制度など）
- ・物流革新の「集中改革期間」における必要な物流の機能を維持するための施策
（例：各省庁における総合物流施策大綱に基づく施策の進捗管理など）

3. スケジュール（想定）

令和 8 年

7 月 第 1 回 物流政策推進関係者会議

- ・R8.4から施行されたトラック適正化二法、改正物流法等の施行状況
- ・「適正原価」に関する今後の検討の進め方
- ・R8.3に閣議決定された総合物流施策大綱を踏まえた施策の進め方

秋～冬頃 第 2 回 物流政策推進関係者会議

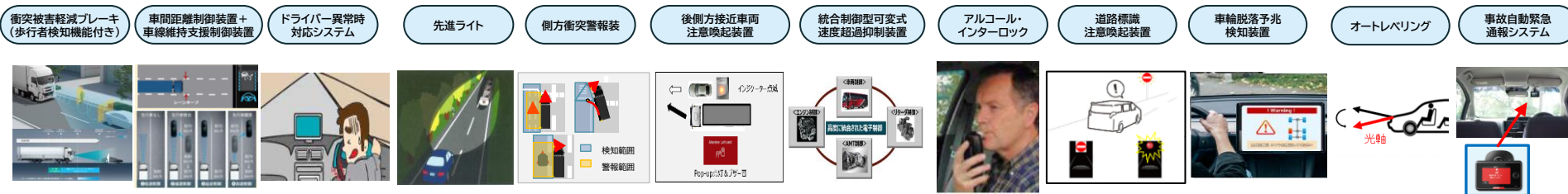
- ・トラック適正化二法の施行に向けた体制整備等に係る検討状況
- ・総合物流施策大綱に位置づけた施策の進捗状況報告、施策の進め方の確認 等

令和 9 年

春頃 第 3 回 物流政策推進関係者会議

- ・「適正原価」に関する検討状況の報告・議論
- ・総合物流施策大綱に位置づけた施策の進捗状況報告、施策の進め方の確認 等

- 先進安全自動車(ASV)の普及を促進し、事故の削減を図るため、自動車運送事業者に対して、衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)等の購入補助を実施。



○補助制度 ※対象装置は令和8年度

	補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限 ※1
①	衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)	車両総重量3.5t超のトラック、バス	1/2	100,000円※2
②	車間距離制御装置+車線維持支援制御装置	トラック、バス、タクシー		100,000円
③	ドライバー異常時対応システム	トラック、バス、タクシー		100,000円
④	先進ライト	トラック、バス、タクシー		100,000円
⑤	側方衝突警報装置	車両総重量3.5トン超8トン以下のトラック、バス		50,000円
⑥	後側方接近車両注意喚起装置	車両総重量3.5トン超のトラック、バス		50,000円
⑦	統合制御型可変式速度超過抑制装置	バス		100,000円
⑧	アルコール・インターロック	トラック、バス、タクシー		100,000円
⑨	道路標識注意喚起装置	トラック、バス、タクシー		30,000円
⑩	車輪脱落防止予兆検知装置(後付け含む)	車両総重量8トン以上のトラック、乗車定員30人以上のバス		50,000円
⑪	自動式前照灯照射方向調節装置	車両総重量3.5トン超のトラック、バス、タクシー		50,000円
⑫	事故自動緊急通報システム(後付け含む)	トラック、バス、タクシー		(新車装着) 50,000円 (後付け) 30,000円

※1 1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両あたり上限 トラック:200,000円(車輪脱落予兆検知装置装着時:250,000円) バス:300,000円 タクシー:150,000円

※2 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き)を装着したトラックを導入する場合にあっては、トレーラとセットで導入した場合、1装置あたりの上限額を150,000円とし、それ以外の場合は100,000円とする